

平成24年度第3回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会議事録

1 日 時

平成24年10月29日（月）午後7時00分～午後9時20分

2 場 所

市役所7階 701会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕

福地部会長、川村副部会長、石浦委員、磯部委員、大工原委員、武田委員、廣本委員、宮崎委員、渡部委員

〔事務局〕

西川子ども家庭部長、保木本保育課長、相川子育て支援課長、田之上子育て支援係長
西川児童係長、櫻井管理係長、有原保育係長

部会長： 定刻となりましたので、ただいまより第3回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会を開会いたします。

本日は〇〇委員が欠席との報告を受けております。東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定に基づき、部会委員の過半数が出席されておりますので、会議は成立しております。

本日は、学童保育にかかわる利用者負担の適正なあり方について、市の現状や他市の状況、利用者の要望とサービスのあり方などを議論していただき、できれば方針を決定していきたいと思っております。

また、前回に引き続き、保育料の見直しにかかわる審議についての議論もお願いして、できれば方針を決定していきたいと思っております。前回、〇〇委員からご指摘のありました議題に議論する項目を立ててほしいとのことについては、私と事務局に勘違いした部分がございます、大変申しわけございませんでした。今回はご指摘を踏まえて、議題に項目として立てました。お配りした資料のとおりです。

時間の許す限りで活発なご議論、実りのある議論をしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、傍聴者の方いらっしゃいましたら、入れてください。

(傍聴者入室)

部会長： それでは、まず学童保育所から始めたいと思います。お手元に配付いたしました資料に基づいて事務局から説明をしていただきます。事務局、お願いします。

事務局： それでは、お手元にあります資料37から説明をさせていただきたいと思えます。

この資料につきましては、三多摩26市の学童保育の23年度、昨年度の決算に基づく資料でございます。

決算額が一番左で、Bとしましては一般財源、市の持ち出し分でございます。

Cにつきましては、市の負担割合が書かれております。

特定財源といたしましては、東京都の補助金、また保護者負担金という形になっております。その他の部分はこれによらないもの、多分、建設費とかその他の分が入っているとは思われますけれども、特定財源という形で一般財源と分けております。

続いて、Eにつきましては保護者負担率という形です。

その隣の保護者負担実費額といえますのは、実際、学童保育に支払われている額でございますけれども、基本的に育成費と間食費という形で分かれていますけれども、実際保育料の中に含まれている場合と別個に払われている場合がございますので、その部分を調べた結果、事実上、保護者の方が負担されている額をここに載せてあります。場合によっては、保護者会に間食費を払って、そこで別扱いになっている分もでございますけれども、それについても保護者の方が直接払っている、負担されていることとしてこの額に合計として載せてあります。

また、摘要欄につきましては、第2子の減免とか、または時間外の保育料、30分100円とか幾らとかいう形が他市の部分ではありましたので、その部分について載せさせていただいております。

全体的に見ますと、東久留米市の場合、下のほうに東久留米がありますけれども、市負担割合が59.7%という形で、約6割近くになっております。

これにつきましては平均でも59.2%という形なので、ほぼ6割近くが各市が一般財源として持ち出しているという形だと思います。

あと、保育料につきましては先ほどお話ししたように、トータルで載せてありますけれども、高いところでは9,000円ぐらいのところから、安いところは3,000円までという形で載っていきまして、平均的には26市5,710円というのが平均値でございます。

続きまして資料38でございます。今回、担当としましては、現在の5,000円を見直しという形をとったとすれば、一つの基準として6,000円を想定しております。

ただ、これまでそれぞれの利用者の方の要望とか、他市の状況なんかを見た場合、東久留米では今取り扱ってない部分は、現在、生活保護を受けている方、非課税の方については費用はゼロという形で、免除になっておりますけれども、その他の方は所得の高い安いにかかわらず課税世帯であれば一律5,000円、第1子も第2子も5,000円という状況でございます、これまで他市と同じように第2子の軽減がないのか、その他の軽減がないのかというお話がありましたので、事務局としましては今回見直しに当たりましては、例えば保育料でいえばA、B、C、Dという階層がございまして、その中のC階層というものがございまして、住民税の負担も低い方、均等割のみという方もいらっしゃいます。

そういう中の部分として、一つの目安として、保育料でいえば、C階層の方を一応計算式に入れて当てはめてみました。学童保育の場合は基本的に一律5,000円で、減額される方についてのみ証明書を出していただいております。生活保護の証明または非課税証明という形、それ以外の方は課税であるということですので、特に所得税または住民税の書類はいただいております。ですから、計算上は無理なので、現在、保育課が数値として持っていますデータで、C階層の部分について基本的に数値として当てはめてみました。

それによりますと、C階層に値する方のパーセンテージが7.5%、さらにその中の第2子のいる方が1.6%という数値がございましたので、現在、この前、資料に出させていただいた796名という部分をそのパーセンテ

ジに当てはめた場合、一般世帯が590名、第2子にあたる方が38名、低所得と言われる方が47名、そしてさらに第2子の方が13名という内訳になりました。それにつきまして基本的に全額を6,000円とすれば、第2子半額ということで一応考えておりますので3,000円、低所得の方につきましてはもともとの金額の2分の1ということで、基本額を3,000円、さらに低所得の方の第2子はさらに2分の1ということで、1,500円を想定して当てはめてみました。

それによりますと、現行5,000円で保育料を支払っていただいた場合、トータルで1年間4,128万円という保育料につきまして、トータルで6,000円に改定して軽減制度を設けた場合4,577万4,000円という形で、実質増になる部分としては449万4,000円という形に計算式としてなります。

また、市のほうでは、今回9月より試行的に土曜日の保育時間を8時半から16時を8時15分から16時15分という形で、前後15分ずつ延ばして、トータルで1日につき30分延長いたしました。その部分の計算としましては、資料38のBのところに書いてございますけれども、あくまでこれは年間でございますけれども、土曜日の保育をしている日が夏休みも春休みも含めて、年間通しまして50日分ございます。

それにつきまして、現在、20学童保育所がありますので、0.5時間を20人掛ける50日分、それから小さい学童保育につきましては1人しか職員がいなくなりますので、指導員の部分、全く8時間1人という形では非常に厳しい、休憩もとれない状況でございますので、そこには加配という形で、これについては6学童ありますので、6人の部分で実際8時間のうち6時間あてがった、2人職場にしたという形をとりまして、それも6人掛ける6時間の50日分ということで1,800時間。

また、学校休業日、春休み、夏休み、一部年末年始の冬休みのところもございまして、ほとんど春、夏のところですね。

それから、学校振替日、これにつきましては年間おおよそ46日ございます。これにつきましては平日でございますので、夕方は4時15分ではなく6時まで保育可能でございますので、朝の部分、8時半が8時15分に15

分早まっただけでございますので、0.25時間ということで、20学童ですから20人掛ける46日分と。

それと、数が多いところにおきましては、朝の段階で1人ではなく、2人職員を配置しているところが計算上では9学童ございますので、その部分も加配という形で計算したところ、トータルで保育時間の延長に関しましては、1年間トータルで2,633.5時間延長ができるという計算式になります。実際、市のほうも財源不足ということがございますので、その分を人件費に換算した場合、現在、学童保育の職員、嘱託の分は1カ月に124時間という勤務時間になっております。2,633.5時間を124時間、月で割りますと、必要時間数としましては21.2カ月という計算になります。現在、学童保育の職員につきましては月額19万円という形で賃金を支出しておりますので、その21.2カ月分ということで402万8,000円という形になります。今回、この時間延長を1年間したとすれば、人件費としては402万8,000円かかるという形でございます。

Dにおきましては、今回、6,000円に見直し、値上げをした場合、449万4,000円から時間延長で必要な人件費402万8,000円を引くと、46万6,000円という形でありますので、担当としましては、平均値5,710円という26市の平均が出ておりますけれども、他市の状況からして、それに時間外とかの加算がついたりすれば、平均的には6,000円近くになってしまうのだらうということからして、今回、ご提案の部分としては6,000円という数値を出してみました。

また、現在、差し引きの46万6,000円の部分につきましては、今後、学童保育の中で現在、障害のあるお子さんについては3年生までとなっておりますけれども、4年生までという形で検討しておりますし、また気になるお子さんにつきましては加配するという形が考えられますので、その分をあてがったとすれば、この46万6,000円についても人件費として加配の部分で必要な額と思っております。

担当課としましては、今回、ご提案申し上げる分については、この6,000円の部分で見直しという形で、基本的にこのような形の提案として考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

部会長： ただいまの説明について何かご質問ございますか。

委員： 単純な質問なんですけれども、この時間よりおしてくるお迎えの方なんていないんですか。よく保育園なんかだと、時間が決まってもおしてくる、なかなか。そういうときはどうなさるんですか。

事務局： 若干おしてくる方がいらっしゃいますので、その方についてはまた保護者の方にお話をしたり、あとはすべて引き取りだけではなく、ご本人で帰ることもできますので、その辺はまた保護者の方とご相談しながらということで、基本的に学童保育は6時以降がないので、そういう形で。

委員： 職員のそのときの賃金というのはどうなるんですか。

事務局： 職員の方は特に残業がないので。

委員： じゃ、職員には入らないという形。

事務局： はい、そういうことです。

部会長： ほかにございませんか。〇〇さん。

委員： 東久留米市の場合は学童保育は正規職員じゃなくて、嘱託職員で対応されていますので、これの労働条件ですけれども、これで単純に見ますと、1時間単位お幾らで、これの掛ける何時間という形でやっているというふうにとらえていいわけですか。

事務局： 嘱託職員の場合は固定給ですので、時間単価で割り出してはいいです。

委員： この固定給は、月に何時間という時間の中での固定給ということですよ。

事務局： そうですね。20学童全体では嘱託職員が76名おまして、各学童、もちろん児童数に応じて15対1で配属しておりますけれども、基本的に1日の中では5人ぐらいでローテーションを組んでおります。早出の方、日勤、遅出じゃないですけれども、大体が前半と後半でダブっている形なんですけれども、結局124時間というのは現在それ以上は崩せませんので、その分で調整をすれば別の方法ということで、人を増やしたり、臨時の調整をしたりとか、あとは人数調整をしながらという形になります。

委員： 月19万ですよ。これはここ数年変わらず、この固定給できていたという。

事務局： 2年ごとぐらいには若干改正はされて、賃金は上っておりますけども。

委員： ちょっと気になったのは、今、娘は保育園で、父母会の活動やなんかやって

いるときに、そこの保育園のパートの先生にちょっとお願いをして、子供たちの保育を見てもらったりとかしているんです。これは父母会でお金を出しているんですけども。これが今年だったと思うんですけども、パートの先生方は1時間の時間給がちょっと上がったということで、僕らもこれに合わせて保育料をお支払いしていますので、そういう部分をお聞きしてましたから、学童保育のこちらの先生方もこういう部分で、例えば人件費がちょっと上ったりした中で、5,000円では、例えば先生たちの固定給とかを賄うのは厳しいとか、そういう現状があるのかなとちょっと思いまして。

事務局： 特に学童保育職員の賃金を上げるために上げるという形ではありませんし、これとは全然別個で計算しております。あくまで今回は保育時間の延長というところがございますので、それは賃金単価が変わらなくても保育時間の延長でとにかく人が必要になってきますので、その分で計算をさせていただきました。

委員： わかりました。

委員： 土曜日の学童保育も6時まで。

事務局： 土曜日につきましては、Bのところに書いてありますように、4時15分までです。資料38のBの①ですね。土曜日と。土曜日は延長はございません。

委員： わかりました。

私、学童の代表としてこの場に来させていただいています。皆さん、学童ってどういう施設かご存じの方もおいででないかもしれないので。

部会長： 一応、今は資料の件についてのあれなので、議論ということでありましたら次に進みますので、この資料についてほかにご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

委員： ちょっと確認なんですけれども、さっき言ったんだと思うんですけども、延長部分も含めて6,000円でいいんですか。

事務局： はい。あくまで東久留米の場合は、基本分プラス延長の別の金額をいただくということはありませんので、8時間15分または8時半から夕方6時。これは時間外という形でございますけれども、これについても一律の金額でと。

委員： もう一つ、Dのところの差額分46万6,000円は先ほど障害児とか職員の手だてをするためにという、この金額でやっていけるんですか。

事務局： 全てをそれでという形ではございませんので、あくまで時間延長に見合う額
というか、計算した額で、障害をお持ちのお子さんとか、気になるお子さん
が何人いるかという形は結果論でありますので、現実には保育時間の延長に基
づいて賃金が発生してきますので、それに基づいて具体的な数字としてこれ
を挙げました。ですから、これ以上になったからといって、それ以上上げよ
うとか、そういう形はございませんで、必ず保育時間の延長に伴って賃金は
これだけ必要になってくるという指標でございます。

委 員： 単純にこれを差し引いて46万6,000円になって、これだけでは足りな
い分はまた市から補てんするという形。

事務局： そうですね。全てを保育の見直しの額で賄おうという形ではございませ
んの
で。

委 員： 一般財源でやって。

事務局： はい。あとはそれなりの工夫をしていきたいと思えます。

委 員： 先ほど、今、現行3年生までを4年生までにとというのは考えていらっし
やる。

事務局： 全体ではなく、障害をお持ちのお子さんについてです。それぞれニーズと
しましては、現行の3年生までを4年生とか、またはもっと上の学年にとい
う形もご要望が出ていることは確かですけれども、今回、私どもが検討してい
る部分については、障害をお持ちのお子さんについて3年生を4年生にと。
そこだけでございます。

委 員： 例えば新しいシステムが働いたときには、小学校の高学年まで一応見るよ
うになるんですよね。になった場合はです。

事務局： ちょうどこのところで新しいシステムの情報も国のほうから少しずつ流れ
てきておりまして、まだ具体的に正式に決まったわけではございませんけれど
も、今後、方向性としては放課後児童クラブということで、対象年齢の拡大
とか、いろいろそういったことは考えの中にはあるようですけれども、それ
はそのときのまた対応ということになるかと思えます。

委 員： わからないということですね。

部会長： この資料の想定している範囲内のご質問を受けておりますので、そのほかに
つきましてはご議論の段階でお願いいたします。

委 員： 私、よくわからないんですけれども、一般財源からの市の持ち出し分という

のは、これは各市によって学童クラブにはこれぐらいを出すと、まちまちで決まっているということですか。

事務局： そうですね。これはあくまで各市が、初めから幾ら一般財源を出すという形ではなく、多分、都の補助金も入っておりますので、最終的な部分で、結果論でございますので、初めから幾ら想定しているということではないと思います。

部会長： よろしいでしょうか。

委員： 資料37なんですけれども、都の補助金は出ていますけれども、国からの補助金も学童に出ているはずなんです、その辺はいかがなんでしょうか。

事務局： 逆に東京都がさらに国からもらっているかもしれませんが、東久留米としては東京都からしかもらってないです。

委員： それは一般的にどこの、東京都であればほかの。

事務局： 学童のほうでも2つの都型学童ともう一つの包括のとありますので、東久留米の場合はあくまで東京都だけです。

委員： 70人以上で1人当たり5万5,000円ぐらいの補助が国から出ているということ。

事務局： ただ、うちは東京都1本ですから。ほかの部署でも東京都をトンネルして国からもらう補助金もありますけれども、市はあくまで東京都の補助金しか入金はしてないです。うちは70人以上はありませんので。

委員： ごめんなさい。5人以上です。70人以上は2つ目の学童を建てる時の言い方ですけども、それでいいんですね。

事務局： 現時点ではうちではそういう形ですし、これもほかの市のデータで出てきた部分ですし、東久留米はあくまで都の補助金、都を通しての補助金しかもらってないです。

部会長： もらえるという意見ですか。

委員： 私たちの勉強会の中でもらっているはずだよって、5人以上の学童は国に申請すれば、全て5万5,5000円年額いただいているはずだという。

部会長： もらっているはずだというのは、どこからお聞きになったんですか。

委員： それは三多摩の連合で話し合っただけです。

委員： システムとしては、国から出ているこの補助金は、さっきおっしゃっていた

みたいに直接いくのではなくて、国から都に来て、都から各市に来ているという形の流れて、間接的にいうと、国からの補助金はちゃんと使っていますよというとらえ方でいいんじゃないですか。

事務局： それは東京都が、例えば東久留米なり、各自治体が出した分を計算して、国からもらっているという形ですから、直接東久留米としては国が幾ら分という計算は入ってないです。東京都は三多摩なり全体をまとめて国からもらっているかもしれませんが、システマ的には東京都補助でしか東久留米は入金してないです。

部会長： 三多摩から補助金 coming しているはずだというわけですか。

委員： 三多摩じゃなくて、国から来ているはずだというふうに私は少なくとも思ってきたので、5人以上の学童で何で都の補助金だけなのかなというふうに今思ったんです。

部会長： じゃ、それは納得でいいですか。

委員： 納得というか、都の補助金が入っているかどうかというのが、今、私自身もそうなのかなというふうに、確認してみないとわからないところもあるんですけど。

委員： ちょっとわかりづらいですね。

委員： はい、そうなんです。だから、学童で都からも来るし、国からも来るはずなんです。

部会長： 来たらちゃんと歳入のほうに入るわけですから、わかりますよね。だから、そのところは納得していただかないと。市はもらっていない、いや、もらっているはずだでは水かけ論になっちゃうので。

委員： だから、この資料を見る限りだと、都の補助金の欄しか出てないので、これで見るとはいいんですが。

委員： というか、国から都にあって、そこからもらっているととらえればいいのではないですか。

委員： よろしいんですね。

事務局： 東京都は各自治体が出したデータをもとにその分の、大体都は上乘せしていますから、その分でもらっている可能性はあります。ただ、直接市は東京都に出して、都と国という形じゃではなく、あくまで東京都の補助金要綱に基

づいて請求をして、補助をいただいていますので。多分、この特定財源全体を比べれば、東京都の中で一部入っている可能性はもちろんありますけれども、市は直接国に請求はしていません。

委員：可能性があるということは、まだそういう詳細はわからないということですか。

事務局：そうですね。こちらには詳細が来るわけではないです。

委員：その辺が前回の保育園の保育料のときなんか、国庫負担の割合と東京都とか東久留米の割合のこういうのがあったじゃないですか。そういう中で、これだけ市は財政が悪化している中で負担しているんですよみたいな説明があって、わかりやかったと思うんですけども、今回のこれに関しても、収入として保護者がどのぐらいの負担をしていて、学童保育に関する予算としてはこういう予算がありますよと。

ここで言うと、おっしゃっているように、多分東京都の補助金のみだと思うんですけども、その東京都の補助金も、システムとしては国からのそういうところを東京都がまず1回プールして、その上で各自治体にやっているんですよという説明であれば、国の補助金もこの中で形を変えて入ってきているんだなというふうに理解はできると思うんですけども、その辺が例えば都としての上乗せがどのぐらいの割合のものなのかとか、そういったこともあたりすると、この後の議論の中でのいろいろな話のテーマとか、そういう部分に触れていくと思うので、その辺で詳しいところをもうちょっと知りたかったなというところがありますので。

事務局：現在、都の補助金の仕組みの表の中には特に国というのは入っていないので、都基準の表しかございませんので、その辺はまだうちのほうとしては把握しておりません。

委員：あと、一般財源は出ていますけれども、私が調布さんなんか聞いてきたところによると、正規職員がいる学童はたくさんあるんですけども、正規職員はこの学童の予算に入れてなくて、要するに市の職員なので、嘱託職員の報酬という形で入ってきているので、その辺も多分、各市でばらつきがあるんじゃないかと思うんです。

私が言いたいのは、嘱託職員で東久留米は全て運営されていると思うんで

すけれども、まだ正規が多くいらっしゃる東村山さんとか調布さんとか、あるいは府中さんとか、そういったところの学童には一般財源のお金は入ってきてないんじゃないかと思うんです。そこら辺のところは人件費とか教材費、おやつ費、施設運営費とかあるでしょうけれども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

事務局： これにつきましては26市の調査資料がありまして、その資料を使わせていただいていますので、厳密に正規職員何人だとか、ここに入っているかのところは、申しわけございませんけれども、三多摩の集約されたデータを使用しておりますので、その細かい職、立場、身分とか人数は確認しておりません。

委員： 先ほどA、B、C、Dと違って、階層はあるとおっしゃいましたよね。保育料の場合は、国の基準がA、B、C、Dとずっと決まっているわけじゃないですか。学童保育もそれによって国の基準みたいなものってあるわけですか。

事務局： 現在ございません。ただ、軽減というところでは、保育園のA、Bというところはうちのほうでは学童保育は無料にしております。C、Dが一緒くたになっておりますので、今回、あくまで参考として、保育園の保育料のC階層というものを利用させていただいただけでございまして、特に国基準その他はございません。

委員： 先ほどの固定給19万円の金額のところなんですけれども、例えば保育園なんかですと、施設長、園長とか主任とか、そういった管理職の方々がいらっしゃるって、そういう方々にも手当なんかはつきますよね。東久留米の学童の場合は、ちょっとお聞きしたいのは、施設長という方が各学童にいらっしゃるのか。僕が前、学童連合会にかかわっていたときには、リーダーという職員の方がいて、その方がまとめたり、いろいろやっていたらっしゃるということを知ったんですけれども、例えば通常の保育をやっている方が19万円であって、施設長がいるのかどうか、これからお答えしていただければいいんですけれども、そういうリーダーの方とかには、例えばこういった手当とかがついているのか、あるいはそういう部分も含めての込みで人件費というふうにとらえていいのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

事務局： 現在、20学童保育所ありますので、それぞれ1カ所につきリーダーが1人

ずつおります。リーダーにつきましては、一般の先生と比較してそれぞれの職責というか、リーダー的な分がございますので、現時点ではプラス5,200円を手当的に賃金アップの部分として、その部分でリーダーの職を担っていただいております。

委員： 施設長は。

事務局： 施設長という形ではなく、一応リーダーという形。どうとらえていいかわかりませんが、私たちのほうでは事務連絡の会議なんかも月1回やっておりますので、そのときにもリーダーの方に出いただき、その方を中心に、主任と言っていいのか、施設長と言っていいのか、特に名称は言っておりませんが、一応私たちの中ではリーダーという言葉を使っておりまして、その方たちだけ手当を出しているという形でございます。

委員： わかりました。

委員： 単純なんですけれども、都の補助金なんですけれども、そのいただける割合というのは、学童を受け入れる各区市町村の人数によって割り当てているという形ですか。

事務局： はい。それぞれの定員枠が何人から何人までとございますので、それに基づいて幾らと固定で決まっております。

委員： わかりました。

委員： その他のところは具体的にはどういう。

事務局： 細かいことは調べておりませんが、額的に修繕だったり、工事の額が入っているのではないかなど。

委員： 運営費ではなくて修繕。

事務局： はい。

委員： 小平市の330円は何で。

事務局： ちょっとその辺はわかりませんが。そこまでの調査はしておりません。

部会長： よろしいでしょうか。

それでは、皆様のご意見、ご議論をお願いいたします。どうぞ。

委員： 学童を代表して来ています〇〇と申します。よろしく申し上げます。

保育園というのはすごくわかりやすいと思うんですけれども、学童というのはちょっとわかりにくいかと思っておりますので、私のほうでちょっとお時間を

いただいて、歴史とか現状といったところをお話しさせていただきます。

まず、昭和30年代後半に学童は東京都のほうはできていますけれども、そのあたりだと、その時代にかわいそうな子とされている子供たちが放課後すぐ家に帰ってもお家の人がない、要するにお家の人が病気とか、働いているという、かぎっ子というカテゴリーとしてカテゴライズされている行き場がない子供たちを、受け皿として受けてくれたところが始まりなんです。

校舎と体育館の渡り廊下の間をベニヤ板で囲って、そこで見守りの女性、例えばその時間は編み物していていいからね、とにかくここで子供たちが遊んでいるのを見守っていてくれないかなという地域のおばさんが来てくれていたような、昭和40年代のですね。

おやつはもちろん予算がついていませんので、おやつは老人クラブの残り物、それを子供たちに分け与えて食べさせていた。ない日ももちろんありました。けがとか病気の子供が出ると、見守りのおばさんがどこからともなく持ってきてくれた布団、近所のお友達の布団なのであろうと思うんですけども、そこにちょっと寝かせて、お友達にお水をくんできてもらったりして、そういう大変な時代があって、都の予算でその後、昭和40年代ですけども、10円ぐらいのおやつ代が出るようになりますよね。

それからずうっと来て、現在の東久留米の学童は、私は小山にお世話になっていますけれども、平成18年、19年ぐらいには立派な建物になって、それまではほんとうにプレハブの台風が来たら、先生にも言われました、台風が来たら学童に来てもいいけれども、ここは安全じゃないわよって、そういう建物でした。そんな中で、大体1年生から3年生までの働くお母さん、それから病気で、障害者でという、家に帰ってもなかなか受け皿がない子供たちが3割ほどお世話になっています。

ありがたいことに、先生たちはいろいろ手をかえ品をかえ、すごく子供たちが喜ぶように毎日毎日一生懸命保育してくださっているなというのが東久留米の保育なんです。

私がここで申し上げたいのは、そういった中の保育園と違う学童保育というところで、今の適正化の話で5,000円から6,000円にしてはいかがかというこの費用についてなんですけれども、あえてこういった形で。先

日、〇〇さんからもありましたけれども、利用者の説明をなくして、ないまま適正化ということだけで値上げということを考えるのはいかなものなのかというお話がございまして、私は学童を利用している関係の皆様要望書という形でお手紙をつくってみました。これは私なんですけれども、すごく熱い方がおられまして、今、学童保育東久留米は、ここにありますように796人がお世話になっておりますけれども、大体世帯でいうと多分760世帯強だと思います。兄弟がいるので。

でも、きょうここにその一言を書いて、私は代表なので預かってまいりましたので、ここに1,250筆の皆さんのお気持ちをとらえた紙を持ってまいりました。そこの一言は、この中に100枚以上あるんですけども、たかが5,000円というふうにごにおられる方は思うかもしれないんですけども、5,000円ってすごく高いと思っていらっしゃる方が多いんです。というのは、3年前の私たち学童連合会のアンケートにもあったように、5,000円が安いか高いか。ありがたい、安いというふうに答えてくれた人が今年3年前の3分の1になっちゃったんです。そしたら、この七百何世帯の家庭に配ったらこんなに集まってきちゃって、一言を書いた人は100人以上いました。

これはちょっと大変なことになったぞというふうには私は真摯に受けとめまして、この場をかりて、これまで部会長の先生にお渡しいたしまして、これからこういうことを聞いてきてくれとか、こういうのはどうなっているんだとかいうふうにごの中に書いてありますので、それについて質疑応答というか、質問させていただきますので、きょうとりあえずこれを部会長に手渡しして、これくらい今、東久留米市民というのは値上げということについてこんなにも、ほんとうにピリピリとした状況ですけども、なっているんだということをおわかりいただきたいと思います。これは要望書です。

部会長： これはどうなるの？ 受け取っていいんですかね。

事務局： 会としてということで、これはいろいろお話はありましたけれども、会は会として、皆さんのご意見も議論もさせていただきます。

部会長： 今言われているのは、これをよく読んで質疑応答してほしいと言われているんですけども。

事務局： それをよく読んで質疑応答ということじゃなくて、それは今……。

委員： 私が代表で質問するんです。

事務局： そういうことですので、ですからそれはそれとして、ちょっと皆さんに諮っていただければとも思いますけれども、会としてそういう利用者の方のご要望があるという、それは事実としてあると。ただ、今ここでそれを1枚1枚読み上げるということじゃなくて、ただ、利用者の中でそういうご意見があるということをお伝えしたかったということですので、それは会として受けたい。

委員： これ全部で300枚ございます。1,250筆ですね。よろしくお願ひします。

部会長： わかりました。

事務局： じゃ、あと〇〇さんのほうでコンパクトにその辺のところはお願ひします。

委員： そうですね。まず、1つ質問させていただきたい一番大きな部分で、大切なポイントが幾つかあるんですけども、一番多くあったのは家計が苦しいから働いています。家計が苦しいから働いているのに値上げということをしてされると、うちでは退所せざるを得ないですって。退所せざるを得なくなると、1人で子供が留守番することになります。留守番をするときの世間の怖さというのを市はどれくらいご存じなんでしょうか。ぜひ現行のまま値上げさせずにできたらよろしくお願ひします。提案ですね。

もう一つ厳しいものがありました。これは多分、ちょっとここであれなんですけれども、絶対言わなきゃいけないと思って参りましたので言わせていただきます。

3年前、東久留米市の給与に関して、全国でも2位ぐらいの高い給与水準だということが広く言われていまして、大きな雑誌にも載りました。そのときも財源が厳しいとか、前回いただいた資料にもありましたけれども、そういうふうにはわかっている中でも東久留米市の市の職員の給与水準は高かった。今現在はどうなっているのかということと、そのときも高いと思いながら、そのまま今度はそのしわ寄せが私たちに来るのは、私たちは耐えられないという意見があったんです。

なので、そこら辺をまず。私たちはこんなに給料もカットされ、全然収入

が伸びない中で、今度の1月からは復興支援税があり、それからまた消費税の増税問題もあり、もちろん7月からは東京電力が値上げ決定。しかも前回の子育て支援会議では、保育園保育料がDの10階層以上は値上げされたということを踏まえて、これでもか、これでもかぐらいにお金が上ってくるのに、そのときベースアップする家庭だけではないというところなんですね、その方が多分、一番おっしゃりたかったのは。

そういった部分で、まず3年前に全国2位になったというふうに報じられた今現状はどうなっているのかというところを、まず私は聞き取っていかなければいけないので、よろしくをお願いします。

事務局： 今、〇〇さんは代表という形でご質問なさっているということはよくわかりました。

それについてまずお答えしますと、その前に、冒頭、私どもの担当のほうからご説明をさせていただいた視点をもう一度説明させていただきますと、まず東久留米市の学童保育料自体は、平成8年から5,000円ということで、一律に利用料をいただいていますよと。利用者の適正な負担のあり方ということ、私どもとしてもいろいろ考えております。

そうしますと、先ほど申し上げたように、どんな状態でも一律5,000円という利用料自体、果たしていかなものかなと感じております。そこで所得などを含めて、今回ご提案のように少し差を、低所得の方への配慮とかを考えました。

それからもう一つは、その内容自体は何のためにやっているかといったときに、先ほど申し上げた話として、9月から試行してきた皆さんの利用のニーズですね。学童の利用者の方で最も多かったニーズが利用時間の延長であるということは、当然私どもも承知しております。それで、9月から試行させてもらっていました。

それを実際に本格施行に持っていくための一つの考え方として、そういう一つの利用料のある意味適正なあり方のポイントと、それから現行、ニーズに応えるためのサービスをするための内容として提案を申し上げたわけです。

今、ご質問があった市全体の話とか、社会全体の話とか、少し論点がかみ合わないかもしれませんが、例えば市の正規職員の人件費であるとか、

社会一般的ないろいろな公共料金の引き上げの話であるとか、確かに今、いろいろとやっておりますけれども、それはそれぞれいろいろなステージで議論は当然されております。それから、東久留米市の人件費ということであれば、現状でいうと、東久留米市の職員給与の水準というのは、言い方としてはあれですけれども、26市のほうでも低位にあるという状況であります。

それはそれとして置いておきますけれども、いずれにしても私どもが今回この場で皆さんに提案をした内容というのは、今申し上げたように、1つ、一律5,000円という利用料のあり方はどうなのかなということと、それから試行しているサービスを本格施行する場合の対応ということで、それらを考え合わせた結果としてきょう皆さんにご提案をし、その辺のところでご議論いただければなど。そういうふうに思った内容です。ご理解をいただければと思います。

委員： わかりました。

私は代読なので、そういった回答になったのはわかりますけれども、であれば、例えば人件費以外のところで、何かもうちょっとスリム化できるような提案はないのかというところを、ひとつ考えていただきたいなと思ったんです。

例えばおやつのところ。これは保育の一部としてのおやつなので、例えばこれを先生に、先生はだれでもいいんですけれども、市の給食室とか、保育園の給食室かどこかわからないですけれども、そういったところで手づくりをすることによって、例えば蒸しパンとか、クッキーとか、そういうのをつくって与えることによって、この中にもあったんですけれども、余りにもスナック菓子が多くて、これは補食にはいかなものかというものとか、チョコレート系が多くて歯が悪くなるわとか、学童によってはそういうがあるので、そういったところでの、例えば先生が調理活動という大きな取り組みではなくても、少しこんなアイスボックスクッキーを冷凍しておいて、何曜日と何曜日と何曜日に出すのよみたいな感じで、月3回とかいうふうにしておけば、ある程度削減できるところってあるんじゃないかなという主婦の意見とかも出てきているんです。

なので、それを先生がつくるか、例えば小学校の学校給食の調理員の方が

つくるかとか、別問題になって、縦割りなんでしょうけれども、でも、その辺のところを私たちはうまく市に。私たちからすれば学校も学童も同じですから。というところで、もうちょっと値上げする前にできることはあるんじゃないかなというお話も実は受けています。

もう一つちょっとつけ加えさせていただくと、先ほどの不審者情報じゃないですけども、育成料の値上げによって子供を1人で家に置いておくことがとても不安である。そういうふうになってくる家庭が多分、幾つも出てくるであろうと。子供はやっぱり宝でして、将来を担っていく東久留米の宝でもあると思いますから、それについては皆さん、多分、同じお気持ちだとは思うんですけども、この間、7月の中旬に柳久保で不審者が出たんです。そのときに、今、縦割りの話なんですけれども、学童には一切連絡が来ないんです。不審者情報。小学校の一斉メールだけ流れて、学童の先生には一本も来ないんです。

そういった中でそういった社会が、例えば課長にお願いしたら、それは教育委員会のほうに言っておきましょうと即答いただきまして、私、安心しましたけれども、でも、副校長の先生か主任の先生か、どなたかがお気づきになれば、すぐ学童にすぽーんといく学校もあるでしょうし、そうじゃなくて、なんか後手後手と回っちゃって、学校一斉メールだけ流れて、保護者から指導員が聞いて、今、何人か子供帰しちゃったわというのがあるとか、この話とあの話とちょっと違いますけれども、もうちょっと学校と学童って融合できるところがあるんじゃないかと思うんです。

その部分を私は要望にも今回書かせていただきましたけれども、教育委員会は教育委員会、学校は学校、学童は学童じゃなくて、もっとうまくやれるところがあるんじゃないかなと思いました。現に調布の小学校では、学童は学童という建物の中じゃなくて、学校という建物の中に入っていたりして、今、耐震基準を満たしてない学童ももちろんありますけれども、そういうところは学童の建物じゃなくて、学校に入っているところもありますので、もちろんそういうところでも経費削減はできるんじゃないかなと思っています。

事務局： 今ちょうど委員からお話があったようなことは、当然私どももまさに工夫とか、知恵とかいうわけじゃないですけども、何も縦割り、縦割りというこ

とで、すぐにできない、できないということじゃないんです。ですから、そういったところは担当ともいろいろ工夫しながら、特に災害時の対応であるとか、今お話があったように不審者情報の話であるとか、できることは教育委員会などともよく話をしながら、少しずつでも進めていきたいなということは考えています。それがすぐに実現できればいいんでしょうけれども、そのようなことは当然考えております。

ですから、そのようなことも含めて、逆に〇〇委員が、今、皆さんの代表ということでいろいろお話いただきましたけれども、先ほど冒頭申し上げたような、例えば今の私どもが来年の施行も含めて、それからさっき言ったような一律5,000円の利用料のあり方はどうだとかいうことも議論の中に入れて、多くの方に議論していただければありがたいなと思っているところです。

委員： すごく初歩的な質問かもしれないんですけれども、保育料ってすごいいっぱい段階が分かれているじゃないですか。前にいただいた資料で、Aというところから始まってB1、B2、C1、C2とかD16まであるのに、学童保育所の運営費は全額と減額と免除という3種類しかないのは何か理由があるんですか。

事務局： 国の基準とか、そういう基準がないからなんです。現在はあくまで2通りしかないです。今回、提案させていただいたのは幾つか段階に分かれてという形ですけれども、保育園のほうは基準があるんですけれども、学童のほうは現在、基準がないので、各市単独の考え方という形になります。

委員： 例えば保育料だとゼロの人もいて、3歳児未満だと5万2,600円の人っていて、生活が苦しい人には軽くというのがすごく幅が広くて、例えば免除というところもあって、少しずつ増えていって、お2人とも正規雇用というか、ちゃんとしている人には、収入がある人にはそれなりのものをというのがあるのに3種類しかないので、何でなのかなというか。

事務局： 前回の説明でも触れましたけれども、今、課長が申し上げたように、保育の場合には国基準ということで、法的な位置づけもしっかりありまして、そういう国から示されてきた基準があるんですけれども、さらにその基準ですと、階層のところ結構余幅があるものですから、各市ともそこに市独自の階層

をさらに設けまして、それで前回申し上げたように応能ということで、能力に応じたというか、所得に応じた形で階層を細かく設けて、それに見合った保育料をご負担いただくということで各市ともやってきているんです。

ところが、学童に関してはいわゆる法的、例えば児童福祉法の位置づけ自体も、大分後年度になってようやく制度として位置づけられたところがあるんですけれども、それでもまだ具体的に細かな今言ったような基準とか、そういった内容は特に設けられてないということもあるので、それで歴史的には、さっき〇〇さんが随分前の歴史からひもといていただきましたように、ある段階で各自治体とも利用料というものを任意に設定し、そして運営を押しつけてきたということがずっとあったわけですが、そういう中で一覧表に示したように、各市ともまちまちの料金体系をつくりながら、それぞれ独自の利用者に対するサービスを提供してきたと。こういう実態があるわけです。

そこで、さっき申し上げたように、市としても一律に5,000円ということで、東久留米市の場合もそういった点ではどの方にも、お子さんがお2人いらっしゃっても、とにかく皆さん5,000円いただきますよという形で、平成8年からずっとそういう現行の料金体系でやってきているものですから、そういった点でいうと、申し上げたように、その辺のところは少しでも所得に応じた部分であるとか、2人目のお子さん、3人目のお子さんがいらっしゃる場合には半額にしようじゃないかとか、そういった低所得の方への配慮が必要なんじゃないかとか、こういったことを今回改めて提案させていただいたということになります。

委員： そういう話になってくると、責任ということじゃないんですけども、大もとはやっぱり国の考え方がおかしいんですよ。もともと保育園に関していいますと、最低基準というのがあったりとか、それに対して予算の国庫負担とかいうのがあるんですけれども、学童に関しては何年か前にやっとガイドラインができただけで、でも、それは予算とか何も配分はついてなくて、学童1人当たり何平米でこういうのをやりなさい、何人つけなさいというだけで、これで人件費が出ているわけでも何でもないわけです。だから、そういう部分では保育園に比べると予算が少ない中で学童をやってきて、その辺は市の

ほうも大変苦勞はなさっていると思うんです。

委員： 保育というのと学童というのは、別に考えたほうが良いということですか。

委員： 仕組みは多分違いますよね。

委員： 法律が違うんだから。

委員： 管轄は厚生労働省。

事務局： 同じ児童福祉法なんですけどね。

委員： なんですけれども、違うんですよ。その辺は、例えば同じ子供が保育園から学童に上っただけで何でこう変わってしまうのというのは私たちも言っていて、それは実はやってきているんですけれども、現時的に今そういうちゃんとした人件費はつかないし、その現状の中でどういうふうに保護者の負担と市の負担の割合とかを考えていくのかという、ここでは論議としては、多分、そういう料金とか、そこの論議だけになると思うんですけれども、ただ、私たち利用者の立場とすると、値上げとか、そういうものであれば、メリットとしてほんとうによくなることあるのかとか、そういうところへどんどん踏み込んでいくと、先ほどからおっしゃっているみたいに保育の中身とか、そういうところにだんだんなってくると思うので、率直、この部会のテーマが利用料だけで進めるというのはちょっと厳しいんじゃないかなと。

今の例えば保育園も学童も今現状どういう保育をしているのか、保育内容とかに関してどういうニーズがあるのか、それに対してこれをもしやるとしたら、予算的に幾らぐらい足りないのか、そういうところから入っていくとちょっといいんでしょうけれども、ただ、今回の諮問されたこのテーマに関していうと利用料だけなので、その辺は議論が厳しいのかなというふうにちょっと僕は思っているんです。

委員： 簡単な質問であれなんですけれども、保育園から小学校に上がりますよね。幼稚園から行く人たちはお母さんがお家において、保育園から小学校に行った子はほとんど学童に入っている状態なんですか。

委員： 行きます。

委員： ああ、そうなんですか。入らないなんていうことはないんですか。

委員： 3人目とかっていうふうに、例えばその家庭、その家庭で、おばあちゃんが近くにいるとか、お兄ちゃんがいるとかで入らない場合もありますけれども、

幼稚園でも入りますよ。お母さんが仕事していて、おばあちゃんがない家庭。なので、それはいろいろです。

委員： 毎年定員があっても、需要は増えてはいなかった。

事務局： まず、学童に関しては今796名というご提示をしましたがけれども、東久留米全体のパイの中では、保育でいえば待機児といったような状態は今発生してないんですね。その辺のところは、市としても大規模な学童は2つに分けたりとか、幾つかいろいろ試みをしながら、今のところ全体に関しては待機をされているお子さんはいらっしやらないという状況であります。

委員： 先ほど9月から試行しているということなんですけれども、その試行状況としてはどうなんでしょうか。どのぐらいの方が使っているのかというのを教えてください。

事務局： 当然平日とか夏休みに比べて、土曜日にご利用される方は非常に少なくなってきました。それと、たまたま先ほど開始時間が8時半から8時15分という形でお話ししましたがけれども、8時15分時点で来ているお子さんは大体各学童2人とか3人という形です。実際、土曜日だと、親御さんも週休だったりとか、またはその日、土日を使ってとかいう形でお休みする方もいらっしやいますので、パーセンテージまでは出しておりませんが、通常の平日と比べればかなり少なくなります。

先ほどの〇〇委員からの保育園から学童に上る比率なんですけれども、たまたま現在のデータで、保育園の最年長の方が334人いらっしやって、今回、1年生で入っている方は282人。これはもちろん学年が違うからということもありますけれども、現在の年長児さんが334人、あと今年の1年生が282人という形ですので、かなりの人数の方が、8割ぐらい。

委員： 平日って何時から何時までなんですか。

事務局： 平日は学校が終わった時点。1年生と3年生はまた若干違いますから、放課後、学校が終わって、そのままさよならして学童に来ますので、時間によっては若干ずれはありますが、早いお子さんで1時5分とか半ぐらいから来るという形です。

委員： 何時までなんですか。

事務局： 夕方は今最高で6時までです。

委員： 保育園だともっと上げていらっしゃる感じがするね。

事務局： 保育園は基本的に親御さんなり、どなたかがお迎えに来るという形ですね。学童の場合はご自分で帰ったり、迎えに来る方もいらっしゃいますけれども、ご自分で何時に帰るといった形もありますので、1人で帰るお子さんもたくさんいらっしゃいます。

委員： その差というのは結構大変ですよ。

事務局： 保育園の場合には、親御さんのご希望があつて、延長保育ということでお預けになったりとかしていますよね。ですから、学童の場合には今申し上げたように、一定ある時間までを区切って、基本的には集団で学童から降所といえますか、お帰りになったりとかということが日常的に行われているわけです。ですから、その辺のところは今の現状のシステムでは、今申し上げたように、平日は6時までといったところで区切りができる。

委員： 1年生になったから自分のことはみたいな、そういう考え。

事務局： そうですね。結局、保護者の方が迎えに来られるお子さんもいらっしゃれば、子供たち同士で帰ったりとか、そのところは大きく違いますよね。

委員： そこは延長とかあるということは、学童保育に関しては一切考えられないわけですか。

事務局： それは今、課長が申し上げたように、今、試行的にはまず15分ですけども、それでいいんだよね。

事務局： 土曜日はもちろん15分、15分ですけども、平日は6時なりが延長ですので、延長して6時が最高という形です。

委員： その試行は要望があつて始めたんですか。

事務局： もともと保育時間の延長ということは、毎年毎年利用者の方から要望が出ていたことは事実ですし、今後、検討していく課題として私のほうでいろいろ学童の先生なりとも話をした上で、いつからしようかということで9月から一応試行という形で、今、完全実施を目指してということも含めてなんですけれども、今回9月から試行という形で土曜日について始めました。

委員： ニーズがあつたんですか。

事務局： それは前から保育時間の延長ということ、延ばしてほしいということは要望がありましたので。

委員： 今、5,000円から6,000円という話に出ていますけれども、実際にいろいろ考えているんですが、応能負担でなく、一律に6,000円となると、多分、保育園だとほんとうにDの16階層ぐらいの、1日3時間しか預けないわけですから、それぐらいの負担になるんです。私、自分なりに計算してみて、これは大体保育園の基準でいうと年長さんぐらいで、乳児と幼児に分けると、幼児の部分でいうとどれくらいになるのかなと思ったら、これ結構高いんです。それを一律にというふうにおっしゃっているんです。

これで私たち利用者は何が納得できないといったら、1日15分、15分、朝15分、夕方15分までの土曜日の部分で4時15分まで預ける。それ以上預かってほしい、6時まで預かってほしいって私は要望を出しましたけれども、平日は最低6時半までお願いできないかという要望だったと思います。

というのは、学童というのは、先ほども申し上げましたけれども、この5,000円というこの金額に、高いと思う人も安いと思う人ももちろんおられるんですけれども、圧倒的に高いと思う人が300人いたわけです。1,250筆です。これを入れると1,256筆なんですけれども、そのこのところだと思っただけです。なので、これだけしか預けてなくて、私のこの所得の中のこれだけの部分を出している。

私の家なんか、〇〇さんもそうですけれども、多分、お父さん、お母さんともフルタイムだと思うんですけれども、小学校1年生に上ったときの4月1日の問題。朝7時から預けられたのに、学童に上った途端に朝8時か8時半か、8時15分からしか預かってもらえないこの状況。あと、夏休みもそうですよね。ウイークデーの次の日の土曜日というのはニーズは少ないんです。30分の延長なんです。30分でも非常にありがたいんですけれども、そうじゃなくて平日なんです。

私たち5,000円払えない家庭ではないんですけれども、払えない家庭ももちろんたくさんあるんですよ。こちらにお持ちしましたから。そこら辺の夕方の部分とかをもうちょっと考えていただかないと。しかも一律に1,000円アップしちゃうというのは、これはちょっと私たちからすると。しかも保育園と学童というのは兄弟が多いですので、Dの10階層以上、両方も上っちゃうわけですから、これはちょっとお考えいただきたいなと私は

ほんとうに真剣に思っています。

要するに要望とマッチした形での値上げが、私たちの利用者として来てないんじゃないかなということですね。

委員：先生って何時からお仕事しているんですか。先生って学童保育所です。

事務局：平日は早い分では10時には来たりとかして、午前中からその日の準備とかをしておりますので。早い人は9時出もあったと思います。

委員：例えば予算とかの都合で、嘱託職員という月決めの賃金の体系というシステムだとしたら、その辺で保育料とかを考えないとしたら、働く時間が10時、それをずらすというか、ほんとうに10時から働かなくちゃいけないかどうかとか、そういう工夫することって何かないのかなって思うんですけど。

事務局：午前中から準備する分もありまして、全員が10時に来るわけではございませんので、多い職場でも2人ぐらいが10時から来て午後からの準備をしたり、おやつ準備もしたり、それから教材というんじゃないですけども、その日に行うもののプリントとか、その中で行う行事というか、その中の準備もしておりますので、役所のほうに来て印刷をしたりとかいう職員もおりますので、それは午前中に準備が必要なことはたくさんあります。

委員：どこかを工夫しないといけないわけじゃないですか。もし値上げがどうしてもだめだとしたら、どこかで何かを工夫してという工夫というのかな、今、どんな職場でもそういう時代じゃないですか。そういう話し合いというのは現場ではされているんですか。例えば最初から予算が決まっていたら、その中で何か工夫することはないかって常に考えなくちゃいけないわけで、例えばほんとうに10時から行かないと準備ができないとか、それとも124時間で逆算して行って、月19万円だから10時なのかとか、いろいろあるじゃないですか。

事務局：まず1つは、学童保育15人に1人とかいう配置基準の中で決めているわけですけども、当然、放課後お子さんが学校を終わって学童に来るところが、一番手がかかる時間帯ですので、ただ、そのときになって準備はできませんので、当然その前にやっていく。

その前に学童の先生たちは、市が集めてリーダー会議も月1回もちろんやっていますし、カリキュラムというか、行事の打ち合わせも午前中にしたり

とかやっていますので、それなりに学童の先生たちは工夫していただいていると思いますけれども、それが全てではありませんから、もちろんこれからもっと工夫をしていく必要があります。

現時点でも十分、午前中にそういう準備をしたりとか、会議を行ったりという形で、あと伝票関係も、おやつやいろいろなものを外に買いに行くということも午前中にやったりとかしていますので、とにかく午後はお子さんたちが多くいらっしゃいますので、そのときに手を抜くというか、人がどこかへ行くということはできませんので、とにかく子供たちが来る前にそのような準備をしているのが現状であります。

委員： 土曜日の16時15分というのは何か理由があるんですか。ふだんは18時。

事務局： そうですね。土曜日は今まで16時までだったんですけれども、今回、15分延長していますが、この時間はという理由づけは特にはないですけれども、現行ではそういういろいろな話し合いの中で決めたことです。指導員との調整もしながらですけども。

委員： 通常の学童の保育時間は4時までという考え方なんですよね。ですから、4時から6時はいわゆる延長保育というとらえ方で、土曜日は延長保育はしていません。ですから、4時までですというとらえ方なんだろうと思います。

委員： そうすると、平日でも4時までということなんですか。

委員： 4時までですけれども、東久留米は6時まで延長保育をやっているということなんです。

委員： 学童を考えるとときに保育園から行く子が多いわけですよね。そうすると、どうしても切り離せないのは、保育園に預けている人には収入による階層がいっぱいありますよね。それがやっぱりネックになってくるんですよね。お2人で働いてすごくいい収入の人にとっては、どう考えたって5,000円は安いんですよね。だけれども、お母さんが一生懸命働いて、まだ生活もままならないとか、1人で育てていらっしゃるとかって、そういうことを考えると、やっぱり5,000円は高いのかなと思いますよね。

前の保育園のときにもそういうのが出たんですけれども、最近、保育園に預けていらっしゃる方はほんとうに生活が大変で、働かなきゃならないんですと言って預けている人もいれば、そうでなくて、仕事を続けたい、私はこ

のキャリアを生かしたいとかっていう形で保育園に勤めている方もいらっしゃるわけです。

そういうことを考えると、大変かもしれないけれども、収入に応じて払っていただくような形にすれば、多少大変な方には5,000円がすごい負担だったならば、そういうことを考えてあげればいいんじゃないのかなんていう気がしますね。その方たちが上っていくわけだから。ただ、その5,000円というのは、どう考えても保育園のときよりは安いという方のほうが多いんじゃないでしょうか。だと思います。

事務局： 先ほど来出ているように、学童の場合にはそういった基準となるものが全然ないものですから、それで各市の取り組みも申し上げたように、一覧表でもご提示したように、ある意味かなり固定的な幾らという形での対応をしてくているものからです。

ただ、今回、再三申し上げるように、一律5,000円という適用の仕方については、今もお話があったように、少しでもその辺のところは所得、部分的ですけれども、低所得の方への配慮も必要だろうし、またお2人目は半分にしようとか、そういったところのメリハリと言うと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、ただ、第1子目の方に対しては今の5,000円の現行は6,000円にさせてもらう。その意味は、今言ったように、今回は目的をかなり特定しましたけれども、今後の利用時間の延長とか、既にやっている試行に対する本格実施に向けての対応ということもかなり念頭に置いたご提案になったわけですので。

いずれにしても皆さんにもそういったご意見をいただきながら、ある程度のご議論をいただいた上で方向性というか、その辺のところをお聞きできればと思っております。

委員： 国の基準がないということは、各市でまた考えた独自のものでもいいわけですよ。そう考えていいわけですよ。

事務局： そうですね。おっしゃるとおり、各市の対応として考えることはできると思われます。

委員： さっき説明があったと思うんですけども、低所得というのはどこからどこまでの人のことを指して低所得。低所得の対象者というのは47名いるらし

いんですけれども、そこは。

事務局： 先ほど保育園の一つの例でパーセンテージを割り出したんですけれども、保育園の1,684人という最初のときのデータがあるんですけれども、保育料の月額基準表というのが資料34-2ですね、縦の。こちらのここに書いてあるC-1、2、3という部分を、ここでは1,684名ですので、そこから割り出したパーセンテージですけれども、学童がこの約半分、796ですから、このところでこの表からパーセンテージを割り出して、とりあえず充ててみた数字です。

委員： C-1、2、3。3番ですか。

事務局： Cのここで言う1、2、3ですね。

委員： 所得が1万円以上の世帯。これをもうちょっと上げるってできない？

事務局： あくまでこれはする、しないではなくて。

委員： 応能という。

事務局： ここを一応参考として挙げてみたところですよ。たまたま、ここもA、B、C、Dという中のCという階層でしたので、とりあえずこのことを。あくまで参考にですから。ですから、このような形でD-1を入れるかどうかということではなくて、いろいろな部分があると思いますけれども、一応参考としてこれを一つの基準としてやってみただけですので、絶対これでいくよということではありませんので、あくまで参考数値です。

委員： その参考ということは、我々としては意見を言ってもいいことなんですか。

事務局： はい。

部会長： 要するに階層別にこの程度学童でもこういうふうにやってほしいということですか。

委員： 今の話から聞くと値上げということにすごく、前は5,000円でありがたかったけれども、今はすごく。

部会長： じゃ、5,000円を取っ払って、基本的にこれで計算し直すと。

委員： いやいや、そういうわけじゃなくて、ここにある減額の対象となる低所得の範囲をD-3ぐらいまでにしたらどうでしょうかと。

部会長： 590人の中の上はどうするんですか。590人というのは1つにしているわけですから、下ばかり細かく刻んでも。

委員： いえいえ、そうではなくて。

部会長： 590人をもうちよっと刻んで上げていくということですか。

事務局： つまり今おっしゃっていたのは、たまたまここに示したパーセンテージの根拠は、今の資料の中でC階層を対象として出した数字なので。

部会長： だから、その数字としては。

事務局： それをさらに拡大したらどうかというご意見というふうに受けとめました。つまり、それはD-1、2、3とか、その辺のランクまで入れてみて、例えばシミュレーションをというようなご提案だろうと思うんですけど。

委員： そうですね。

事務局： そういったご意見をいただいたというふうに今ちよっと受けとめたんですけども。

部会長： だから、6,000円のところをさらに下げると。

事務局： ここで言うと、590人のランクのところは、保育料でいうとD階層は全然入ってないわけです。だから、減額の部分は、保育料でいうとC階層のところを対象としてパーセンテージで数字を出したと。

部会長： D階層は入っているわけですか。

事務局： D階層は全部590のところに入っているわけです。ですから、今度その590の……。

部会長： 590に入っているわけでしょ。だから、590をもうちよっと細かくしろということですね。

事務局： D-1、2、3とか、そういうDのほうでも、番号の低いところを少しこちらのほうに入れてみたらどうかというふうに今受けとめたんですけども。

部会長： それとも、簡単に言えば、Dも3,000円にするほうがいいんじゃないかと。

委員： そうそう、減額の対象として幅を広げたらどうですかと。試行している事業としてはニーズがあったということなので、そのニーズに対応するためには6,000円ということはやむを得ないんじゃないかなと思うんですけども、応能というふうに考えた場合に減額対象者をCでとどめるのではなくて、D-3ぐらいまでとか、そこら辺はよくわからないんですけども、広げたらどうなんでしょうかと。

部会長： 要するにこれを利用したらどうかと。

委員： そうですね。6,000円と5,000円の分けるラインを、これを利用したらどうでしょうかと。

委員： 済みません、もう一ついいですか。公設公営で今、東久留米はお世話になっていまして大変ありがたいんですけども、公設公営でも6時半まで学童保育をやっているところも三多摩にあって、やっぱりそこに来るんですね、平日の6時半。また、それを6時というふうに今資料ではおっしゃられていますけれども、そことあと春休み、夏休み、冬休みの問題、この辺をきちんと利用時間の延長、保育サービスについてですけども、そこら辺のサービスの向上なくして、15分、15分で、しかも夏休みが終わった9月からの、しかも土曜日からの今年の試行のような場合だと、申しわけないんですが、うちの子はたまたま3人目で非常に助かっていますけれども、長男のときには今の10倍大変だったと思います。

要するに3月31日まではこの子は朝7時から預けられていたわけなんです。でも、4月1日になったらだれもケアしてもらえないんです。近くにお友達もいないし、学童に連れていってくれるお友達が近所に住んでいないんです。そういった中で、私が仕事を休むか遅刻かして、連れていかなきゃいけないんです。そういう家庭がたくさんあるんです。今、そういう家庭と、あと所得がどうしても、どうしてもという家庭の二極化しているんです。そのところをもっとサービスの向上というところで考えていただかないと私たちは。

例えばオプションという言い方が正しいかどうかかわからないですけども、そこを利用する人は利用してください、そのかわりお金はかかりますけれどもという言い方だったら、もしかしたらいいかもしれないんですが、ただ、今の土曜日朝15分早くなりましたよ、夕方4時から4時15分になりましたよという言い方だったら、お父さんもお母さんも働いていらっしゃる方は、土日はお休みの方が多いであろうし、利用しないと思うんです。

しかも保育園と、何度も言ってしまって申しわけないですが、〇〇さんの家庭のような、うちの家庭のような両方ともフルタイムで働く家にとってみれば、このお休みの問題というのはかなり切実です。夏休みなんかも切実で

す。それは課長にこの間、要望書のときにお話ししたとおりなんですけれども、時計の読めない子が1人でお家を出る時間が8時だとすると早すぎて、学童の先生には8時25分前には来ないでねって言われていますから、8時半に皆がが集まってくるんです。時計の読めない子が朝ひとりで8時半に学童に着くために、8時半に出ては遅過ぎるんです。8時20分に出なきゃいけないんです。そこら辺のケアだと思うんです。

なので、仕事に融通のきく方というのは、アルバイトとか、パートタイマーとかで何とかでやり繰りしていらっしゃるんだと思うんです。そうすると、収入が減ります。減ると学童の保育料というのはかなりきついです。今回も保育園保育料と学童の保育料でダブルで上ってきたら、もうこれはお手上げです。先日のC案じゃないですけども、A案、B案、C案で簡単に挙手で採決されるような話ではないと思うんです。その部分はほんとうに適正かというお話をいただくには、保育園保育料は応能負担できたのに、何で学童に関しては応能ではないのか。それが国の基準があいまいだからでは私は理由にならないと思います。なので、二極化している学童保育の利用者に対しての利用しやすいような形での。

事務局： 学童の利用者の方々とは当然担当課といろいろと協議をしながら、今、ずうっと常々おっしゃっているような問題とかは、結果はなかなか出ませんけれども、いろいろな話はさせてもらっているわけです。

きょうのこの場というのは当然そういったことも必要で、大切な情報かもしれないけれども、それはまさに利用者のほんとうの声ということで、今、いろいろ皆さんにはお伝えしていただいていると思いますけれども、一方でもう一つは、そういったことを踏まえながらということで、時間の関係で大変恐縮なんですけれども、かなり時間のほうもありますけれども、そういう中で今一定皆さんのご意見などを伺いながら、ひとつこの先の考え方として、もう一度会長のほうからいろいろとご意見を伺っていただいて、一つの方向性をお示ししていただければなと思っていますところなんです。

部会長： ○○さんはいかがですか。

委員： 保護者の希望はよくわかりますよね。やっぱり子供は国の宝ですから。だから、そういう意味では国がもっとしっかりした子育て支援というのを示して

いないから、現場の市町村レベルではこういう問題が起きると思うんです。だから、国の問題が一つあります。それから、保護者の希望はまさにそのとおりだと思うんです。その板挟みにあっているのが実は市町村であるわけです。

それともう一つ大事なことは、これは前回もお話ししましたがけれども、一般財源を使うわけですから、一般市民感情、あるいは一般の国民感情も考えないといけないと思うんです。

そういったことで、いずれにしてもこの部会では限られた料金、サービスの改定ということで議論してもらいたいということですから、今まで皆さんから出た議論というのは、どちらになるかわかりませんが、当然つけた上で本会議のほうに申し送りをするということでもよろしいんじゃないかと思うんです。それから、いろいろな保護者の意見、意見書が出ましたから、これはもちろんお聞き取りをいただいて、それをまた本会議の中でも議論していくということで、大所高所の立場から何らかの方向を示していくということだと思います。

それから、技術的なことを言うと、〇〇委員さんが言われたように、もう少し実態に合った保護者の費用負担能力とか要望とか、そういったことをもう少し、介護保険と同じように幾つかの段階をつけて、実態に合った料金のあり方を考えていくことが大事なかなと思います。そういう意味では、まだまだ事務局のほうでも検討してもらいたいと思います。

それからもう一つ、ここでは東久留米の市政における学童保育、あるいは保育料のことを議論されていますけれども、これは全国的に見ましたら、東京は大変恵まれているところです。要するに財政力指数が非常に豊かなんです。これは一般国民感情も当然頭に置いた上で我々は議論しないといけないと思うんです。これは東久留米だけの問題じゃなくて、中山間地、離島ではどうなのかと。財政力指数の弱いところ、少ないところはどうなのかということを考えていかなくちゃいけないと思うんです。ここはまさに国がきちんと議論していかなくちゃいけないと思います。

だから、そういう意味では各地域の特性、あるいは保護者のニーズとか、施設の整備状況を踏まえた上で、26市との比較の中で東久留米のレベルで

はどうなんだろうかというので、事務局は一つの参考としてこれを示されているわけです。

ただ、もう一つ言えるのは、市のほうも財政力指数ということで考えれば、例えば八王子とか立川、武蔵野、三鷹に比べれば、住民の多い少ないではなくて、26市の財政力の多い少ないというところを踏まえた上で、きょうの資料、26市の学童クラブ費用内訳を見なくちゃいけないと思うんです。だから、そういう意味でさまざまなマクロ、ミクロの視点から考えた上で、東久留米ならではのあり方というのを考えなくちゃいけない。そういう意味では最終的には市長のリーダーシップとして、東久留米市内における子育て支援をどう考えるかということがどこまで出ているかということですね。そこに事務局の、市の、あるいは議会のやり繰りをどう検討するかということも我々は要望していかなくちゃいけないと思います。

だから、その意味でいろいろなご意見が出たので、時間の関係もあるから一応ここでまとめて方向性が出れば、また、いろいろな意見とか問題が積み残されている部分もかなりあると思うんです。それは親の会のほうで検討してくれというふうに申し送りをするのがよろしいのかなと。そんな感じを持ちました。

部会長： ありがとうございます。

委員： 前回、保育料の場合は、今回のこの会のももとの目的というのは、市の財政事情が非常に厳しいと。そういう中で、行動計画の中では市としてはこういうサービスをやろうと思いましたがけれども、現実的に厳しいねと。そこから出てきて、保育料に関しては、例えば前回の案の中では、将来消費税が上がることも見通して最低で6%、多いところで40%ぐらいの値上げの案を出されたわけじゃないですか。でも、今回のこれに関しては、そういう消費税とか、そういう部分は含まれてないわけですよ。この値上げに関するとなえ方が違うなど。

この間は保育料の改定の問題と、あともう一つは保育利用料の格差があるところの話の2つをやったんですけれども、あのとき〇〇さんがちょっとおっしゃっていたんだけれども、2つ一緒にしちゃうと、値上げした分のお金でこっちをつくっているような感じになるじゃないかと。でも、そういうふ

うに思わざるを得ない部分はあるわけです。今回のこれに関しても、こちらが長年要望してきた部分に関してはやりましたと。例えば第2子の減免をやりましたよとか、障害児の部分に関して上げましたと。でも、それは市として独自に予算をつくるわけではなくて、ある程度皆さんにそういう部分を負担していただく形でやるんですよと。ある意味、そういうとらえ方をしてもいいわけですね。

事務局： 実際、市の財源が今限られている、厳しいという状況の中としては受益者負担という形になってしまいますけれども、その部分で実際の学童保育の運営をしていくという観点で、今回はそういう形で組んでみました。

委員： そして、保育料のときも僕はちょっと発言させてもらったんですけども、立場上あくまでも値上げ反対としか言えないんですが、ただ、上るからにはそれなりのメリットがほんとうに感じられないと、利用者の皆さんも納得できないんじゃないかなという部分はあるんです。

例えば今回、土曜日は早くあけてほしいとか、そういう要望は確かにありました。でも、たったという言い方は申しわけないんですけども、15分のところでほんとうにどうなるんだろうかというところで、先ほどから学童の代表の方がおっしゃっているみたいに、一番切実なのは平日の夜7時までやってほしい。何人かの委員の方がおっしゃっていましたが、保育園は夜7時、あるところは8時とかやっている中で、そういう人たちはどうすればいいんだろうか、放課後の子供の居場所の問題とかがある中で。ですから、そういうところも反映できるような。

ただ、それを例えば5,000円、6,000円でやるというのは到底無理だというのはわかっているつもりなので、今回のこの中でここらは詰められないのかもしれないんですけども、例えば6時から7時までに關しては保育園の延長保育と同じように、保護者負担で何か考えておくような形は検討できないのかとか、保育に關しては朝7時から預かっているわけですから、朝7時から今の8時半の部分、そこまで延長保育みたいな枠で考えて、またお金を取ることはできないのかとか、そういう部分もちょっと検討として入ってくると、そういう方向性も考えられるんだなみたいなことはできると思うんです。

先ほど8時半から4時までやって、延長保育は平日だと6時までですね。その部分に関してなんですけれども、前に僕が学童にかかわっていたときにこういう意見がありました。まだ1年生だったから、おうちの方が6時に迎えにいったんです。そうしたら、学童は真っ暗になっていて、あれっと思って行ったら、先生が外に出て帰宅準備をして、おうちの方は待っていただけだったと。6時を過ぎても残業時間はつかないから、ストーブも6時には消せるようにして、出るような状態にしなきゃいけないみたいなのがあって、その姿を見て、えっというのがあったというんです。

ただ、そこは先生の立場もあると思います。もし学童の保育時間は6時までであるならば、先生に関してはその後の後片付けの時間を含めた、例えばここから15分なり30分なり延ばすとか、そういう考え方でこの時間をずらすことも有効なんじゃないのかなと。

だから、そこはさっき〇〇さんがおっしゃっていたみたいに、もうちょっとこの辺の工夫の余地、時間帯をずらす余地もひとつ考えていきつつ、一番の切実な要求である延長保育に関しては、全部が全部こういうふうにごちゃごちゃにやっってくださいというのは難しい点も僕らはわかっていますから、ほかの自治体なんかでも3時半とか、そういう形で延長保育の措置をやっていらっしゃるわけですから、それをもう1回、ここをきっかけに検討していく方向をしていただけないかなと。多分、一番ロジックに出るのはそこだと思いますので。

事務局： 前回の保育のときにもありましたように、いわゆる附帯意見ということで、こういった皆さんからいただいた意見を大事なものとしてそういった意見を付しながら、先ほど〇〇委員さんがおっしゃったように、次回もありますけれども、そういった中で前回、今回、次回という流れの中で最終回、また社会福祉審議会のほうに報告ということも予定しております。

そういった中で、今、〇〇委員がおっしゃっておいりましたけれども、意見を付しながら、1つは考え方としてある程度報告をさせてもらい、最終の審議会の中で決められるべきものは決めていただく、また市のほうに今言ったような意見でもう少し検討してもらいたいと。つまり現行のまま、今言ったようなことで検討してもらいたいとか、いろいろなそういったやり方があるんだろうと思いますので、その辺のところはこの会としてお決めをいただけ

ればと思います。

部会長： いろいろ活発なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。事務局案では、現行の保育料を一律5,000円というのを、原則として第1子が6,000円、2子以降は3,000円、所得状況に応じて減額規定等を設けるという内容でした。また、保育料の値上げ分については、保育時間の延長分に活用していくとのこと。その中身についてはいろいろご要望もあり、ご意見があつて、少し変わったものとなるかもしれませんが、附帯意見としてつけられると思いますし、障害児の受け入れについても現在の3年生を4年生まで引き上げていきたいということですので、ここら辺は反対はないんじゃないかと思います。

それで、こういうことについて、この会としては意見をまとめたんです。まとめるためには、事務局案について賛成なのか、反対なのか。中身としてはしっかり決められないけれども、方向性だけでも附帯意見をつければ、この学童保育料の見直しについて賛成か反対かを結論づけられるんじゃないかと思いますので、要望を附帯意見として、それで議事録もでき上がりますし、こういう資料もいただきましたので、十分つけられるんじゃないか。ただ、この会としては結論を出したいと思います。いかがでしょうか。

委員： 前回の保育料のような決め方になるんだろうなと思っているんですが、ただ、今、事務局から出された案全部を一まとめにして賛成、反対とするのか、例えば第2子の減免だとか、障害児の3年生を4年生まで上げるとか、一つ一つの部分に関しては賛成なんだけれども、値上げに関しては反対なんだけれどもみたいな、ちょっと細かくなると思うんです。だから、そこは僕は一つ一つを聞いていただきたいなと。最終的にそれは値上げ賛成なのか、反対なのかみたいな形でまとめていただいたほうが意見としては出しやすいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

部会長： 結構だと思います。では、ご意見を言っていただいて、賛成か、反対か言いますか。

委員： 一つ一つの項目について。

部会長： 項目一つ一つといいましてもみんな関連しているので、この件について賛成、反対という形でいきますか。

委員： ですから、今回出された案というのは、さっきも言いましたけれども、第2子に関しての減免と。

部会長： 案は案なので、それに基づいて話をしないと何も始まらないので、基本的にこういう案をもとにして、この案のこういうところについてはこういう意見がありますが、私は反対ですとか、私は賛成ですとか一通り言っていただいた後で、その件に関しての採決をとりましょうか。

委員： ここでそういうのを話してもらおうということですか。僕はそれは話しますが、そこは委員の皆さんはどういった形を望まれるかということじゃないかと思えますので。

委員： 実は障害児のことなんですけれども、障害児だけが4年ということになると、何でという、うちの利用者の母親にも聞いてみたんですけども、そこで障害児だけ4年生という中でいいじめにあう可能性もあるので、やるんだったらみんな4年生といいますか、そういうふうに特別扱いしないほうがいいんじゃないかということと、あとは障害児の受け入れ体制がどうなっているのかってよくわからないので、それで判断がなかなかつかないの、このこと1つだけでも結構時間がかかるのかなとは思っているので、一つ一つどうなのかというのが僕としてもわからない。

事務局： ちょっとよろしいですか。私、事務局といいますか、私どもが言っているかどうかということもちょっとあるんですけれども、今、ご議論もいただいたわけですね。それで、考え方としては、さまざまなご意見があって、きょうの私どもの提案としては1つの例としてといいますか、1つの提案をさせていただきましたけれども、その1つの提案だけだと、なかなか消化しきれないところが多々あったと感じております。

そうなってくると、総合的には考え方は考え方として、この議論はしっかりとさせていただいたわけですから、それらはしっかりと報告書の中にも入れていただくということが1つ。そして、あと結論といったところでも、なかなか難しい部分もあるのかなと事務局も感じるころもありますので、その辺は今後も学童保育料のあり方といいますか、利用料とかサービスの内容も含めて、まだまだいろいろな精査というんでしょうか、いろいろなシミュレーションというんでしょうか、そういったことも改めてしていく必要がある

のかなというふうにも感じたところなんです。

ですから、その辺のところをうまく取り込んでいただきながら、あとは会として結論といいますか、方向性は、先ほど〇〇委員がおっしゃっていただきましたけれども、そういった内容を付して、決定ということではありませんけれども、さらに学童保育の利用についてももう少しいろいろなプランを出してみたらどうかとか、例えば例ですけれども、そのようなことがひとつ求められているのかなとちょっと思ったところなので、その辺のところを皆さんのほうでちょっと見ていただければと思います。

部会長： それで、一つ一つやっていると時間が何時になるかわかりませんので、この事務局の案にしましても、学童保育料について見直しをするかどうかという方向性だけでもここで結論を出しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。今までの議論をそのままにして、うやむやにして終わりますか。それとも、こういう意見を踏まえてでも見直しをするという方向性をつけますか。

委員： 見直しの中身に事務局が出された1,000円値上げの案も入っていれば、その中で保護者から延長保育料を取っているのは夜やってきたから、そういうことを僕はちょっと意見を出したんですが、そういうことも含めての見直しというふうにとらえていいのか、そこら辺で。

部会長： そうです。今まで議論してきたことを踏まえての見直しということです。国がしっかりしていないから、市としては何もしませんと。

委員： それは済みません、値上げの方向についての見直しなんでしょうか、内容についての見直しなんでしょうか。

事務局： ちょっとよろしいですか。私がさっき発言したのは、必ずしも値上げありきじゃなくて、皆さんでいただいた議論をもう少しいろいろな視点で、さっきいろいろな提案もありましたし、皆さんからいただいた意見もありましたので、そういったところを含めて、もう少しいろいろなシミュレーションをする必要があるのかなというふうにも感じているところなんです。

だから、今、現行は一律5,000円で皆さんから利用料をいただいて、現行のサービスを提供しております。そういった意味では今のままでどうかなと感じているところは、こちらにももちろんあるわけです。そうすると、そのところで利用料のメリハリであるとか、どのようにサービスをさらに

ニーズに応じて提供していくかということは当然必要なことだとはもちろん思っているわけですから、その辺のところをさらに、どういう形にしる、また直接私どもと利用者の方々といろいろな話し合いもあるでしょうし、そういう中でこういった議論は議論として残しておいていただいて、これらも参考にしながらそういったことももう少しいろいろ検討していく必要があるのかなということにはちょっと感じたところです。

その辺でもしよろしければ、そういうことできょういただいた議論もとりあえず会長のほうに一任してもらいながら、報告書に附帯意見としてつけていけるのかどうかとか、そういったところかなと思います。

部会長： この議論は審議会に上げるための議論ですので、この方向性として何か結論を出して上げる必要があると思うんです。

委員： 済みません。ちょっと聞いてもいいですか。朝日の9月の新聞に学童保育というのがちょっと載っていたんですけども、最終章のところ、児童福祉法改正で、学童の設備や運営基準の条例化というのが義務づけられたって書いてあったんですけども、その運営基準というのはどういうことなんですか。

事務局： 場所を用意しているとか、何を提供しているとか。

委員： 単純に場所の平米数とか、そういう。

事務局： そうなんです。さっき言ったように、細かな料金体系といったところではなくて、場所を確保し、お子さんのためにこういう保育をなさいたいとかいう内容のものはあるんですけども。

部会長： それでは、一応この会での議論の結論を出したいと思いますが、こういった見直しの考え方について、一般の方の意見もございますでしょうか、ここにおられる委員の方々の意思としてどういうお考えなのか、見直しを図るべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

委員： 済みません。

部会長： 見直しは図らないんですか。

委員： 見直しは、だから利用料の見直しなのか、内容の見直しなのか、どちらを部会長様が。

部会長： だから、両方です。

委員： 両方なんですか。

委員： 事務局の出された案そのものを含めて、見直しをもう1回したほうがいいんじゃないかという。

部会長： 今までしてきた議論による見直しですから、そういう意見をいっぱい言われたわけですから、何度も何度も。

委員： ここに書いてある文は、15分延長したときの金額で出ているんですけども、これを考えるんじゃなくて、ほかに、先ほどから7時までとか、料金を出してもいいので譲歩してくださいとか、そういうことも含めてということいいんですよ。

部会長： そうです。シミュレーションもほかにもう少し出してもらわないと結論は出せないわけなので、そういう見直しをしてほしいのか、ほしくないのかということなんです。現行のままでいいよと。事務局の案を認めるかどうかではなしに、事務局の案も基本的にもとにしますけれども、それだけではなくて、こういう場合はこうだと。例えばD階層についても細かくするとか、6,000円じゃなくて、もうちょっと階層が上のほうだったら1万円まで上げてもいいんじゃないかとか、そういうこともあるでしょうから、ご意見をいただかないと。だから、ここで見直しをするかどうかという方向性の結論を出したいんです。

委員： きょうの事務局の案は、言葉の使い方では違うかもしれませんが、1回差し戻されて、それでまた見直しをして、きょうの意見を踏まえて、また提案されるという形でとらえているんですけども、そのための今のこの見直しに賛成ですかととらえていいですか。

部会長： いや。だから、見直し方があるので。

事務局： ちょっと補足をさせていただきますと、先ほど私が申し上げたように、今の現行は一律5,000円で、今あるサービスを提供しているわけですよ。それで、この内容からしてみたときに、いろいろなご意見をいただいたので、そこはいろいろとまた、どういうサービスのあり方がいいとか、そこでの考え方とかいろいろありましたので、そういったことを踏まえながら、このまま言えば、今の現行をそのまま維持しながら見直しと。いろいろなことを考えなきゃいけないわけですから、そういったこともやっていくという意味

でちょっと申し上げたんです。

ですから、そこら辺のところでは、きょうの提案はこういう形でさせてもらいましたけれども、さっきおっしゃったように、この数字をそのまま使うということではありませんということで、この数字は使いませんが、今後、学童保育の関係についてはいろいろなサービスの考え方をもっともつと見直していく。そういうことでの方向性がいただけるのかなということだと思います。

部会長： おわかりいただけましたでしょうか。要するにここまで話し合いをしてきて、結論として見直しはしないという結論なのか、見直しをするという結論なのか。

委員： 見直しをしない場合は、この案がこのままいくということですね。

部会長： 見直しをするに当たって、その内容については値上げもあるでしょうし、内容の中身の改正もあるでしょうし、それを審議会に上げるわけなので、それについてはこういうお願いをしたいという附帯意見をつけて上げるという形です。だから、ここでは見直しをするのかしないのかということと言わないと市としても進みようがないので。

委員： 結局、きょうは市のほうから提案されて、現行は5,000円一律というところであって、それに伴って低所得者とか2子ということで、改正で半額にしたりとか、そういうところがあるので、その辺の収支と言ったらおかしいんですけれども、受益者負担というところでやり繰りするに当たっては、1,000円上げないとやっていけないというような一応ご提案ですね。そういうやり方の中身は、今、皆さんで討議したところを踏まえてどうするかということは、またその上の機関のほうでやってくださるということなので、私は現行一律というのは考えなくちゃいけないのかなと思いますので、変えるほうに賛成していきたいと思います。中身はまたこれからということですよ。だから、一律というのを変えたほうがいいかなと思いました。

委員： 子ども・子育て新システムというのは27年度から始動するんですか。

事務局： 今、国のほうから示されているのは、そのように言われております。

委員： とすると、そこに子ども・子育て支援事業というのがあって、学童保育も入りますよね。

事務局： 入ります。

委員： そういうところからの支援みたいなものは当然ある。

事務局： これからということになりますけれども、まだ今のところ、給付ということになりますけれども、そういった具体的な部分はまだ示されていないんです。

委員： けども……。

事務局： 制度の中では給付ということで、放課後学童クラブという事業として位置づけはされておりますので。その具体性のところはまだこれからになります。

市としては、基本的には今冒頭申し上げた内容としては、今、一律5,000円という利用料の適用の仕方についてある程度の負担の適正化といったところでは低所得の方への配慮とか、第2子の軽減とか、そういったところはやっていきたいということが1つあったわけです。それから、もう一つは、ちょっと繰り返しになりますけれども、現行の試行に基づく一つのサービスの本格実施に移行したときの考え方として、先ほどの内容はお示ししたと。それが提案の内容だったわけです。

委員： 話を聞いてみて、学童のニーズというのは、保育園から学校に行っていて、親としては働かなきゃいけないという状況を見ると、学童保育の必要性というのはこれからどんどん必要になってくるだろうと。そういうことを考えたときに、整備していかなくちゃいけないと。そういう中で、ニーズに合わせた変更はいろいろ出たからやってほしいと。ただし、費用負担のほうでは、一定程度の負担はせざるを得ないというところを踏まえて、方向性として両方ニーズがあるということを前提に、そういう方向で考えていくというのでいいんじゃないかなと私は思います。

委員： 今まで議論を聞いていますと、市のほうはちょっと誤解されていると思うんです。受益者負担というのは言い換えれば応益負担なんです。応益負担ということは、その人の所得能力に関係なく定率の一律負担なんです。それは受益者負担じゃなくて、応能負担の間違いじゃないですか。受益者負担じゃなくて、応能負担でということ考えているわけでしょ、我々は学童保育料にしる、保育サービス料にしる。

だから、そういう意味では私がもし部会長の立場だったら、この部会で決をとったほうがいいのかと思うのは、学童保育料の見直しは具体的には利

用料の応能負担が望ましいのか、それとも応益負担、いわゆる世間一般で言う受益者負担で、一律でいいのかと。そのどちらかでどうですかということだと思っんです。

もう一つサービスのほうでは、サービスの拡充、上げる場合はニーズの多様化に伴ってサービスは拡充すると。それについての見直しはしますか、しませんかというだけのことだと思っんです。

だから、受益者負担は応益負担、イコール一律、定率負担のことなんです。だから、それは全委員がそんなことだれも思っない。応能負担だと。だから、そこは誤解のないように議論を進めていかないと。行きつ戻りつの議論をされていると思っんです。

事務局： 今、ちょうど〇〇委員からお話があったように、確かに学童というのは一律で今ずうっと定額制でやっておりましたので、まさに応能じゃなくて応益、いわゆる受益者負担という形ですとやってきたわけです。今、受益者負担の中に少しずつでも応能の部分を導入しようといったところが、今回の提案の入り口としてあったわけです。皆さんの議論の中には、さらに応能の部分の拡大していったらどうかというお話があったわけなんです。そういったところを含めると、きょうの最初の提案と今〇〇委員がおっしゃってくださったように、その考え方の整理の仕方ということで今ちょうどまとめたように、そういった結果として、今、〇〇委員がおっしゃったような方向性ということでよろしいかと思っます。

委員： ニーズについてもいいですよ。

事務局： ニーズについても、冒頭申し上げたように、利用時間の延長ということはニーズとして一番大きなニーズだったと。そのニーズの具体的な内容というのは、〇〇委員からおっしゃっていただいた部分があったわけです。今、私どもは試行ということでやっていた内容についてご提示したわけですので、そこら辺のところは試行の本格実施と、さらに利用者のニーズとのそのマッチングということも出てくるわけです。そこでのところで費用負担の問題なんかも含めて、例えば保護者負担を導入してでもサービスができないかとか、そういったお話もあったかと思っるので、そういったところは今後また個々にやっていかなきゃいけない部分だろうと思っます。

部会長： しかし、利用者の要望については、今のところでは考え方がはっきりしていないので、方向性だけ決めるということでもいいですか。

事務局： 先ほど〇〇委員がおっしゃっていたかなと。

部会長： 拡充するということで、中身は審議会に意見として上げるということということでいいですね。

事務局： もう一度〇〇さんから。

部会長： そういうことで。

委員： 要するに学童保育の費用、保育料のあり方については、今までの応益負担ではなくて、応能負担にということは全委員が一致していると思うんです。ただ、その具体的な中身については、多段階性をもっときめ細かくやるべきじゃないのかということだと思うんです。

それから、メリットがないといけないということは確かにそうだと思うんです。だから、そういう意味ではニーズの多様化に対して、つまり延長保育についてはサービスの拡充をする。これは全委員が賛成だと思うんです。それを確認されればいいんじゃないですか。あといろいろなご意見が出ましたから、それは附帯意見としてつけて、親の会へ持ち寄るということによろしいんじゃないですか。

部会長： それでは、長くなりましたので、ここで学童保育料の見直しについて応能負担とするという考え方について賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

部会長： 6名。要するに反対するということは、受益者負担、一律でいくということですね。

委員： そこがきちんと、例えば値段が5,000円から始まるのか、3,000円から始まるのかですよ。応能。

部会長： 基本はもちろん5,000円からでしょうね。今、5,000円なので、何にもしなければ5,000円のままですから。

委員： 5,000円のままですけれども、例えばちょっと僕が言っていた延長保育とか、そういうのがある場合はその負担は払っていただくんです。

部会長： だから、それがゼロから上限どのくらいまでいくかは、審議会のほうで決着つけると思います。

委員： だから、要は5,000円のままかもしれないし、上るかもしれないしという
うとらえ方。

部会長： いや、応能にするという。受益者負担そのままだったら、5,000円のまま
ということですよ。

委員： 保育料でいけば、一番人数の多かったところが5,000円に入るというこ
とですよ。そこが上にいくか、下にいくかという。

委員： そこは細部のところだから、まず基本的なところで賛成か反対かとやってお
いて、その後でそういうご意見があれば、それは附帯でつけるんですよ。そ
ういう議論をしないと堂々めぐり。

委員： まず、手を挙げるに当たって一番はっきり理解をしておきたいのは、これか
ら見直しの部分では、学童保育利用料に関しては現行維持もあり得るかもし
れない。でも、値上げもあるかもしれない。そういう形での見直しなんです
よということであれば、多分入ってくるようになると思うんです。

委員： 見直し。

委員： だから、それを言っているんですよ。

委員： そういうふうにとらえていいですか。

部会長： 応能負担ということ。

委員： であるならばわかりました。

部会長： だから、賛成しないと議論が進まない。あるいは意見がない場合はしょうが
ないんですけども。

事務局： ちょっと言葉のあれなんですけれども、応能負担に賛成かという話になって
しまいますと、なかなか難しい部分も確かに出てまいりますよね。さっき言
ったように、応益から応能に切りかえるような議論をいただいたと。つまり
C階層からもう少しD階層のあたりも取り入れて、減額の部分を見たらどう
かというご意見もございました。ですから、その辺のところは、すべてを応
能に切りかえるのかどうかといったところまでの到達点ではなくて、ある程
度もう少し範囲を広げたらどうかというご意見があったかなと思うんです。
そういったところで、今、〇〇委員からもちょっとまとめていたように、
方向性としては先ほど出たような内容でどうかなというふうにお示しをした
んだろうと思います。

部会長： じゃ、6人賛成で、2人反対ということによろしいですね。

委員： どう伝えればいいかな。見直しはしてほしいんですけども、私がさっきから何度も言っているのは、このレベルでの6,000円の値上げというのはあり得ないだろうということを申し上げているんです。要するに朝15分、夕方15分だと……。

部会長： だから、それを言っているんです。

委員： ちょっと待って。まだそんな細かく議論してないんですよ。まず、基本的な方向としてどうなるかということを行っているんです。

委員： それで、私の意見はオプションだったんです。全部応能でもなくて、利用する、もっともっと6時半まで。三多摩の他市でも6時半までやっているところがあるとさっき申し上げましたけれども、そういうふうに利用者がお金を、現行、だから5,000円をお願いしたいという人がほとんどだったわけです。でも、なおかつ6時半までしてほしいという人もいるわけですよ。そういう人たちのためのオプションとして時間を確保してあげて、利用者にお金を払ってもらえないかという意見を言っているんです。だから、全員が応能じゃないんです。

部会長： 受益者負担するということですね。

事務局： 延長保育のイメージですか。

委員： 延長保育のイメージならば、多分、現状維持の部分で通せる部分とあると思うんです。30分延長して1人時給480円ですよ。1時間1人960円だと思うので。それを考えると、15分だけの延長で全員集まってくるかといったら、そうじゃないと思うんです。例えば15人集まって、1人先生がつくだけの話であって、30人で2人ですよ。30人で1時間分の給料しか行政側は出してないと思うんです。それを考えると、5,000円から6,000円に一律に上げてしまうのは、私は先ほどから申し上げているように、ちょっとこれはどうなのかなと思うので、ニーズに合ったものを準備してくださるのであれば、そのニーズに合ったものを利用している人だけが払いたいというふうに伝えているんです。

だから、全部応能じゃないんです。応能、私は個人的には賛成ですけども、300枚を見る限りでは、そしたら3,000円か5,000円か、さ

つき3,000円スタートなんですか、5,000円スタートなんですかと私はぼろっと言っちゃいましたけれども、5,000円スタートですよとおっしゃいましたよね。そうしたら、今と全く変わらない。どんどん上る一方ですよ。

部会長： それはわからない。

委員： そういうふうに私は思いました。

委員： 多分、賛成か反対かになると、どちらともはっきりできないと思うので、保留みたいな形も入れていただくと。僕の部分でははっきり賛成と言えない。でも、ここは反対だという部分もあるので、保留という形も入れていただくといいのではないかと。

部会長： じゃ、保留2名。

委員： それはあり得ますけどね。それはわかります。

部会長： じゃ、6人賛成で、保留2名。

それでは、利用者の要望とサービスの拡充について。

委員： 少ないよね。8人じゃないと。

委員： もう1回賛成か、反対か、保留かを、今の全部踏まえてとっていただけないですかね。

部会長： 手を挙げなかった人が保留しただけのことですから、反対じゃなくて、保留だったということを確認しただけなので、さっきの採決は生きていると思いますけど。

委員： 学童保育を利用している方の内容というのは、要は4時ぐらいまででいい人もいらっしゃるわけですよ。

委員： そうです。

委員： その中で5時、6時、また7時までとか、ほんとうは希望される方もいらっしゃるというのが私は今ちょっとわかって、応能はちょっとどうなんだろうと思いました。

委員： だから、保留されたお2人の方はそのご意見もあるわけだから、それをつけるといふことでいいんじゃないですか。

部会長： 附帯意見で通す。

委員： はい。

部会長： では、変更されますか。

委員： はい。

部会長： じゃ、5人賛成で2人保留、1人反対でよろしいですか。

委員： 反対ということは、何もここが変わらないということですか。そういうことではない。

部会長： そうということです。

委員： 反対になると、現行時の5,000円のままということです。

委員： しかし、これだと部会の議論だから、ここで全部決定するわけじゃないんだから、この議論を本会へ上げるわけだから、ここで決まるわけじゃないです。

委員： こちらで言われているような内容が変わっていけば。

部会長： それはニーズのほうということで、今のは学童保育料の見直しの方向性についての採決でしたので、次は利用者の要望とサービスの拡充について賛成か反対か、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

部会長： サービス拡充は要らない？

委員： 拡充は賛成です。

委員： 賛成ですよ。

部会長： それを今問うているんですよ。じゃ、全員賛成ということで。じゃ、学童保育の件につきましてはこれで結論が出ました。

それでは、もう一つ議題がありましたが、もう9時15分ですので、本日はこれをもって終了といたしたいと思います。

事務局： 会長、次回の日程とかありますので。

部会長： それでよろしいですね。

委員： 今から確認したいと思うんですけども、きょうは議題として2つ目にもこれがありましたよね。これは次回に持ち越されるというふうに。

事務局： そうですね。今、会長からありましたように、時間のほうがきょう定刻を15分過ぎていますので、議題をきょう予定しておりましたけれども、これについては次回冒頭にまた改めてご議論をいただきたいというふうに事務局も考えております。

それで、次回の日程の関係をまた事務局から。

部会長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： 今回は、会場の都合がございまして、当初予定と若干変更になりますけれども、11月28日夜7時、19時からまたこの701会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

部会長： それでは、きょうは長時間、よろしいですね。何か。〇〇さん。

委員： きょうここでできなかった保育サービスのところでちょっとお聞きしたかった部分、次回、参考資料みたいな形でまたいただくとありがたいんですけども、1つ、さっきちょっと出ていました新システム、子ども・子育て関連法案の、僕のほうで国のほうのこういう施行のイメージ図があるんですね。これを皆さんに参考資料としてお渡しいただけないかなというところと、あとこの間の保育料の考え方のところでは、子供の扶養控除にそれがなくなって上がりましたけれども、それは現在のままでやっていくというお答えだったじゃないですか。さらに来年1月から、復興特別所得税で住民税がちょっと上がりますよね、向こう10年とか25年とか。そういう部分は提案された保育料の中にそれがあることによって変わることがあるのかなのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

あと、今回はとにかく部会の中身を受けて審議会で話していただいて、それを今度市のほうにやっていくことで、例えば保育料の値上げとかやりますとなるんだと思うんですけども、それが具体的に、例えば事務局とか市としては来年4月からとお考えになっているのか、その辺の具体的ないつごろからという部分ももしあったら教えていただきたいと思うので、それは次回るときでいいと思います。

事務局： できる範囲で用意をしたいと思います。

委員： よろしくをお願いします。

部会長： それでは、本日は長時間ありがとうございました。

— 了 —